

9月8日（木曜日）午前9時30分開議

議事日程（第3日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第26号 北方町税条例等の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第3 議案第27号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について (町長提出)
- 第4 議案第28号 平成23年度北方町一般会計補正予算（第2号）を定めるについて (町長提出)
- 第5 議案第29号 平成23年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについて (町長提出)
- 第6 認定第1号 平成22年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 第7 認定第2号 平成22年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 第8 認定第3号 平成22年度北方町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 第9 認定第4号 平成22年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 第10 認定第5号 平成22年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 第11 認定第6号 平成22年度北方町上水道事業会計決算の認定について (町長提出)
- 第12 議案第30号 北方町非核平和都市宣言の制定について (町長提出)
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで

---

出席議員 (9名)

1番	鈴木浩之	2番	安藤浩孝
3番	廣瀬和良	5番	福井裕子
6番	立川良一	7番	戸部哲哉
8番	井野勝巳	9番	日比玲子
10番	田中五郎		

---

欠席議員 (なし)

---

欠員 (4番)

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	山本繁美
教育長	宮川浩兵	都市環境農政課 参事	大平喜義
総務課長	村木俊文	税務課長	山中真澄
収納課長	西口清敏	住民保険課長	豊田晃
福祉健康課長	北村孝則	上下水道課長	山田忠義
都市環境農政課長	酒井友幸	教育課長	渡辺雅尚
会計室長	林賢二	監査委員	森敏幸

---

職務のため出席した事務職員の氏名

議会事務局長	高橋善明	議会書記	木野村幸子
議会書記	宮崎資啓		

---

○議長（井野勝巳君） 改めましておはようございます。

台風12号で110名ほどの死者・行方不明が出た甚大な被害があったようでございますけれども、被災者の方々には、本当に一日も早く復興を願うところでございます。

きょう、事実上、今会期の最終的な定例議会となりました。考えもひとしおでございますけれども、最後まで御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの出席議員数は9人で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第4回北方町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において5番 福井裕子君及び6番 立川良一君を指名いたします。

---

#### 日程第2 議案第26号

○議長（井野勝巳君） 日程第2、議案第26号 北方町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

日比君。

○9番（日比玲子君） 不申告の場合に過料を3万から10万に引き上げるということですが、その不申告とわかるのは税務課で決めるのか、だれか言ってくるのか、その辺がちょっと定かでないんですけど、お願いします。

○議長（井野勝巳君） 税務課長。

○税務課長（山中真澄君） 基本的には、過料につきましては条例上納税義務者に申告を図る書類の提出の義務を課しておるものについて、その義務に対して結果として違反した場合について、町村長が、要は申告しなかったことについて制裁を加える必要があると判断したときに、過料を科すことになるんです。ですので、だれがというよりも、申告しなかったという事実があつて、そのしなかったことについて正当な理由がある場合については過料は科されません。制裁ですので。ただ、その判断をするのはあくまでも市町村長になります。過料の徴収の手続は、基本的には地方自治法の規定にのっとり納付をしてもらうという形になりますので、一応自治法上規定されているのは、事前に過料を科すということの告知をするというふうになっております。それに対して、しなかったことについて理由があるというものについては、弁明をするという形になりまして、その弁明について町村の方で理由があるとなれば過料とされませんし、理由がないと

した場合について、その情状によって金額を定めて過料の納付書を発送するという手続になるんです。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 今答弁をいただきましたけど、納税義務者がもし申告しなかった場合はそうですねけれども、例えば、去年は収入があったけど、ことしはゼロであった場合は申告しないわけか。そうでもないか。その納税義務者というの、その年度によってばらばらというか、あると思うんですけど、そういう判断はどうされるのか。

○議長（井野勝巳君） 税務課長。

○税務課長（山中真澄君） 例えば、町民税の申告義務があるかどうかは町税条例の16条にありますので、その16条の規定の中で、申告する必要がないと除かれているものについては、当然申告しなくてもいいんです。それは、前年分の所得について町民税の申告義務があるかどうかということは、要するに賦課徴収する町が当然判断しますし、必要がないというものについてまで過料は当然発生しません。当然、申告しなかったことについて過料が云々ということは問題にならないわけです。

○議長（井野勝巳君） 討論ございますか。

立川君。

○6番（立川良一君） ちょっと関連してお尋ねをしたいんですけども、国の流れの中の改正でするので、条例の改正そのものをとやかくは言いませんけれども、何か条例の改正というのが必要に迫られて、不都合があって変えていかなきゃいかんという場合と、何か納税とか申告もそうです。一応国民の義務というか、その3万円を10万円にする効果というか、例えば現場でも北方町で大きな期待が持てるのか、持てないのか。あんまり、変わっても私にはあまり変化がないような気がするんですけど。

○議長（井野勝巳君） 山中税務課長。

○税務課長（山中真澄君） 条例上の、いわゆる秩序罰と言われている過料についての本来の目的は、要するに条例上申告義務なりを課しているものに対しての義務違反をしないための抑止力という意味合いも、規定というふうで考えておりますし、結果として、その義務に違反した者について町村長が必要と認める場合は制裁としての過料を科すということになりますので、その上限が3万円であるという今の規定を10万円に変えることについては、これは周知の方法もありましようけれども、一つの不申告なりそういうものの抑止力としての意味合いが強いという考えでおりますので、結果的には、実際にどうかということの効果というのはなかなかはかり知れない部分を周知することが、一つの抑止力としては効果があるというふうに考えておりますけれど。

○議長（井野勝巳君） 討論ございますか。

日比君。

○9番（日比玲子君） 私は議案第26号に反対討論をいたします。

町民税、固定資産税、それから軽自動車税、たばこ税などを不申告した場合には、今の過料は3万円だそうです。これを10万円に引き上げるということは、3倍以上にも引き上げるということで、そしてその一方では、寄附金控除額は下限を引き下げるといふことであります。そして、またその一方では、証券優遇税制は、2年間さらに延長する、普通私たちの預貯金では、本当に20%も取っているのに延長するといふことは、やっぱり本則できちっと戻して、お金持ちにまけてやるのではなくて、取るべきだといふ考えを持っています。そして、こうした納税者に罰則を科すわけですけれども、やっぱり3万から10万といふことはもっとひどくなって、人権を無視したり、特別調査であるとか、あるいは滞納処分、仮差し押さえなど、乱暴な権力を行使することを一層助長することになるのではないかといふことで、反対をいたしたいと思ひます。

○議長（井野勝巳君） 討論を終結いたします。

これから議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願ひます。

〔起立7名〕

○議長（井野勝巳君） 起立多数であります。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第27号

○議長（井野勝巳君） 日程第3、議案第27号 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから議案第27号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第28号

○議長（井野勝巳君） 日程第4、議案第28号 平成23年度北方町一般会計補正予算（第2号）を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

日比君。

○9番（日比玲子君） 第2号の地方債のところですが、北方町であれば、政府資金に関しては繰り上げ償還はできないと私は思っていたんですが、これを見ると繰り上げ償還もできるよ

うなことが書いてあるんですが、いつから法律が変わったのですか。

○議長（井野勝巳君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 私の記憶をする限りでは、毎回、この地方債については、言葉、用語については変わっておりませんので、変わったという記憶はございません。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 変わっていなければ、これはこういう文言でいいかもしれませんが、北方町の財政力指数からいっても繰り上げ償還を私はできないと思っていたんですけど、こういう文言は書き入れてもいいということですか。

○議長（井野勝巳君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 北方町の財政力指数は、御存じのとおり0.67、68と健全な財政力指数を今示しておるわけですが、運用の方法で、特段財政力が何らかの理由によって急に悪くなったとか、通常計算しても財政力指数がふっと落ちてきたというようなときには、可能であるということだと私は思っております。

[発言する者あり]

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） 今、総務課長がお答えになったのは、北方は繰り上げ償還ができるということをおっしゃったんでしょうか。

○議長（井野勝巳君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） できるというよりも、先ほど言いました特段の理由、例えば災害云々だとか、緊急な不測の事態が起きたときですね。急に財政的に苦しくなったとか、いろんなそういう理由があるときには、逆にできる。今の状況であれば、基本的には繰り上げ償還は通常はできないと理解しておりますが。

[発言する者あり]

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） この間の説明会でもちょっとお話をしました。

太陽光発電が22年度の補正予算に上がってきていることについて、直感的にちょっと異質だなという感じがいたしました。それは何だといったら、地方自治法の218条には、変更を加える必要が生じたときには補正予算ができるよという話になっておりますけれども、その変更を加える必要性というのは何だろうかということで考えると、今この太陽光発電というのを補正予算で組む必要がどこにあるのかなど。緊急性の面から見てもそういうことは思えないし、国から予算が来たからそれを消化するためにやるという話でもないし、それから今、菅首相が退陣される条件として三つの条件が、その中の一つに再生可能エネルギーの全量買い取り法案と称する、正式の名前は違うかもしれませんが、そういう法案が通った。その法案の中身というのは、公布後1年以内に施行をするよということになっておりまして、いまだ幾らで買うとか、この法律の期間、そういうものは一切決まっていない。そういう状況の中で、なぜ今慌てて23年度の補正予算を立

てる必要があるのかなというのが一つ。工事内容も違ってきますよね、メーターが今三つついて  
います。これが二つでいい。何だというと全部持っていっちゃうから、中電が。自分で使うやつ  
はないんです。今は、自分で発電したやつは自分で使って、残り、余剰電力は中部電力が買って  
くれます。こういう話になっていますけれども。今、これからもこの再生可能エネルギーの買い  
取り法案と称するやつは、発電したやつ全量を持っていっちゃうから、メーターは二つでいいわ  
けですね。発電量がどんだけだと、これがわかれば売った量がわかるという話になっている。だ  
から工事内容が違って来るよと。工事内容が違って来るし、それから期間が決まっていないよと  
いうことで、今、この補正予算を立てる必要がどこにあるのかなという感じがしています。

それから、基本財政法の3条では、合理的な基準によりその経費を積算して予算を組むよとい  
う話になっています。今、5万円というのを、この間なぜ5万円なのという話をしました。5万  
円、なぜそういう理論が出るかという、いわゆるほかの市町村より高い助成金を出そうとして  
いる。なぜ5万円なのという話をいたしましたら、担当の方では、前回の一般質問の中で、国の  
助成金並みの補助を助成するんだよという話でした。しかし、それは合理性があるのかというこ  
とになると、とてもじゃないがそんな話にはならない。合理性とは何だと。幾らで買ってくれ  
るか、あるいは初めに幾らでその設置ができるかという話があって、それから電力会社が幾らで  
買ってくれるのか。そして、その前に幾らで償還するんだという町の考え方。どんだけかかっ  
てもいいよという話じゃなしに、幾ら、どれだけの期間でこれを償還をしたいよと。そういう考  
え方がある、初めて助成額というのは出てくるのではないかというふうに思います。それが、ど  
うも今の段階ではそういう具体的な基準というのは何もない。それが、いわゆる地財法による合  
理的な基準によりその経費を算定したということになるのかなと。そこら辺がちょっと腑に落ち  
ないところでございます。

それからもう一つ、行革大綱ということで見てみますと、行革大綱でどう言っているか。経費  
の削減・合理化に努めるよというのが合理化大綱の考え方の一つです。五つほどございますけれ  
ども、その中の一つです。今5万円ということを決めたということは、ほかの市町村より高いと  
いうことで、仮にほかの市町村がとっている体制、3万5,000円にすると、1,000万の予算が300  
万減ります。確実に減ります。そういうことを考えて、この補正予算というのが組まれたのかど  
うかということをお聞かせ願いたいと思います。

それから最後に、これは要綱でやるよという話をお聞きしました。要綱を出してくれよとい  
う話をしているけれども、いまだかつて出てこない。まだできていないの、要綱。出してくれよ  
という話をしているのに出てこない。要するに、私は何が言いたいかという、要綱というのは、  
やみからやみに行くんです、議会を通らずに。行政の考え方一つで、3万5,000円で今決めてお  
いても、いつの間にやら5万円になるという話もあるし、そういうことではなしに、これは条例  
で皆の前にさらして決めるべき性質のものではないかと。条例でやらないというのは、何か、見  
ていると、条例でできないような感じも受けますけれども、そここのところがなぜ条例ででき  
ないのかということをお聞かせ願いたいと思います。それによって、またちょっと答えが違ってくる

と思います。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） まず、補正予算をお願いする場合の緊急性についてお話を申し上げたいと思います。

これは言うまでもなく、3・11の大震災によって、原子力発電所が御存じのような状況になりました。あの当時は、今でもそうですけれども電力需要の問題が大変心配をされまして、政府も呼びかけて、それこそ日本国民全体に節電の要望をいたしました。この夏は、それぞれの電力会社の電力消費量というのが毎日発表をされまして、皆さん方に節電のお願いをしてきたわけでありまして、つまり場合によっては原発が今度の事故でああいう状態になったことと、それから点検のために休止をする原発というのは全国にたくさんあるわけございまして、そうしますと原発が請け負っておる発電量に対しての危機感というものが非常に強くなってまいります。そして、この夏は特に停電をする危険すらあるということで、節電の呼びかけが多く行われたわけございまして。したがって、それにこたえる意味においても、太陽光発電事業というものを早急に進行をさせる必要があるという認識に私どもは立ちまして、これがまさに電力供給の緊急性の問題だというふうに認識をして補正予算をお願いする決意をさせていただいたところでございます。

あわせて、5万円という金額が、皆さん方の勉強会の席でよそより少しでも多くという説明をしたようございまして、そういう意味も幾らかはありますけれども、国が御承知のとおり4万8,000円補助するという方針を出しましたね。これが基準でございまして。4万8,000円か5万円かということは、非常に微妙なところでございまして、私どもの判断としては、国の補助額の基準が一定程度の合理性があつて判断をされたものというふうに理解をいたしましたので、それに相当する金額を、私どもの町も補助をすることが、まさに合理性があるところだというふうに判断をさせていただいたところでございます。

それから、要綱の問題については、どういうことになっておりますかちょっと細かいことは、この間申し上げたかどうか定かではございませんが、できております。議員にお示しをする約束ができておったかどうかだったかということは、私ちょっと、申しわけありませんが、まだそういう報告を受けておりませんので、必要ならば、その要綱はお示しをさせていただく用意はできておりますので、ひょっと手違いがあったということなら、おわびをしたいというふうに思っております。

それだけでよろしかったですかね、お尋ねの件については、というふうに考える立場でございまして、よろしく願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 要綱でなくって、条例で定められない理由はと。

○町長（室戸英夫君） これは、要綱は、議員がおっしゃるように勝手に拡大解釈して、4万円が5万円になったことが条例に基づいて支払われるものでございまして、そういうことが絶対に要綱では拡大解釈することはありません。



○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） 要綱でも、条例はまたつくられるんでしょうか、今の町長の回答を聞きま  
すと。条例に基づいて支払われるというお話に……。

○町長（室戸英夫君） 要綱の基本的な運用はですね。

○3番（廣瀬和良君） そこら辺、ちょっとよくわかんない。要綱をつくって、その要綱を根拠に  
して支払うよということで理解をしていましたけれども、今の町長のお答えだと、要綱は要綱であ  
って、それは、いわゆる細かい規則みたいな話で、条例に基づいて支払うということになるん  
でしょうか。それなら、それで結構です。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君が、条例ができない理由を尋ねたんですね。ですから、条例ができ  
ない理由は何かと。要綱で定めるということについて、町長に答弁を求めたんです。  
町長。

○町長（室戸英夫君） 前段の話は、一般論として申し上げておる。いや、さっきの話は要綱がど  
んどん勝手に拡大解釈をして運用しているのではないかという危険性を指摘されましたので、要  
綱というものはそういうものではございませんと。したがって、仮に条例があれば、その条例の  
範囲内の運用しかさせていただくことができないのが要綱でございますので、さようにさせてい  
ただきます。この場合でいいますと、議会で議決をいただいた項目でございますから、予算編成  
上の予算の原則からいっても、あるいは運用上の原則からいっても、予算で、議会でお認めをい  
ただいた以上の金額を私どもは勝手に支出をするということは断じてないことでございますので、  
どうぞ御信用をいただきたいという意味で申し上げました。一般論として、前段は申し上げたと  
いうことでございます。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） はい、わかりました。

今の、3・11の災害以降、原発がおかしくなっちゃったよと。日本の電力というのは足らなくな  
りますよと。だから、緊急的に今やるんだという話はよくわかりました。そういうことになれば、  
北方町として太陽光発電をこれから進めていくという立場になりますか。それとも、この延  
長ということでお考えなんでしょうか。いわゆる、公共施設の方の発電というのはどのようにお  
考えなのか、そこら辺をお聞かせ願いたい。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） ちょっと待ってください。

○議長（井野勝巳君） 太陽光発電を、北方町は今後推進をしていく立場になるのかというお尋ね  
です。

○町長（室戸英夫君） ちょっと待ってください。廣瀬議員の答弁をどういうふうにしておるか、  
ちょっと確認をさせていただきます。

○3番（廣瀬和良君） それはこの間しゃべっていませんよ。二、三日前の精読では。

○町長（室戸英夫君） 3月の議会での議員の質問で……。

○3番（廣瀬和良君） 「検討します」ということだと思います。

〔発言する者あり〕

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） わかりました。3月議会においての質問は「検討させていただく」ということになってございます。

正直申し上げて、あの時点では、私ども大変認識が不十分でございましたので、もう少し知識を深めるための検討はさせていただくということでございます。

それからこの事業は、今後、つまり太陽光発電の補助金の制度をどうするかということですか。公共施設にやるかということですか。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） 北方町は太陽光発電を推進していくという、今、お答えなんですよ。これを、補助金をそのほかの市町よりも多いよという話でそれも飲み込んで、それは言ってみれば、太陽光発電というのをこれから北方町として推進していくよということを表明されたんだろうと思っています。それは、いわゆる自分の持ち家だけの話ではなくって、公共施設も含めてそういうことで進めていかれるのか、そこら辺のお考えをお聞かせ願いたいということです。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） これは、3月の議会で答弁をさせていただいたとおりでございますので、研究課題として私どもは受けとめておりますので、これから研究を進めさせていただくということでございます。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） 何か、ちぐはぐなんですよ。考え方がこうだという話になったら、それでどおっと進まない、一つの考え方のこれだけとって進むという話はどうも納得いかない。やっぱり太陽光発電を進めていくんだという話になれば。町長、どういうふうにお考えですか。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） それが、総合的に判断をしておるということでございます。

金がなかったらできんやないですか。全部、太陽光発電を事業として推進するといっても、先立つものがそろわなければできないので、そういうのを含めて総合的な判断ですよ。そういうことを申し上げており、今できる段階は、各家庭が太陽光発電の設備を備えていただける場合は補助金を出して、この事業を各家庭で推進をしていくことをまず第一段階としてやると。全体で、町の公共施設の、議員が御指摘のような設備をどうするかということについては回るもんがありますから、その見通しが立てば当然やることになるというふうに御判断をいただければいいのではないかとことです。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） あのね、この間も言いましたけれども、太陽光発電への投資というのは、将来ほとんど返ってくる投資なんです。いわゆる、使えないお金を貯金していくと同じような考

え方なんです。道に投資する、10億円投資する話とは、まるっきり考え方が全然違う。それは、太陽光発電を設置するということは、そこから上がる電気料があるじゃないですか。それで、施設費というのは返還していけるという性質のもんだよという話をしましたけれども、どうもそここのところの御理解が足りないのではないかという感じがいたします。その辺、どう思いますか。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 財政計画というのは、最後の帳じりでどうなるかということだけを見るわけにはいかんわけです。当面、その準備ができるかどうかということも判断をしなければ、全体の財政計画というわけにはいかんわけですね。したがって、今、議員がおっしゃることは、私は、回収が議員の計画どおりできるかどうかともわかりませんので、研究をさせていただくというふうに申し上げておるんですけれども、施設は、いろいろ準備をするには、一時金として用意しなければなりませんね。それが、5年後か10年後かに回収できるということとの計算とは、総合計画というのは別だというふうに私は認識をしておるわけでございます。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） 今、現金がなくてもいいわけじゃないですか。町債を発行してもいいんじゃないんですか。10年の町債を発行すれば、10年でほとんどもとがとれば、それでいいわけじゃないんですか。今現金があるないという話ではないと思っています、そここのところは。なぜ、そういう考え方になっていただけないのか、よくわからない。全くわからない。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 財政計画というのは、100%借金で補って財政計画ということにはならんわけですね。そんな乱暴な議論はなさらずに、しっかりと、財政計画というのは、どういう段階で、どういう経過を経てこの事業を完成するかというのが全体的な財政政策でございまして、議員のおっしゃるように、一時、それ全額負担のお話だと思いますけれども、借金をまずつくっておいてそれでやればいいではないかというのは、それは正しい財政計画とは言えないのだというふうに認識をしております。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） それは、わかります。それはわかりますけれども、一気にやる必要は何もないよと。だって、その3号線だったって、あれ一気にやるという話じゃないでしょう。年数かけてやるという話でしょう。ああいう話の発想というのは、なぜ出てこないのかと。

私は3月の一般質問で、一つは太陽光発電の質問をしました。それからもう一つは、3号線の話をしました。なぜ、二つ並べたかということをお知らせすると、それは投資でも全然違う投資だよと。3号線の投資は、10億かければ10億は返ってこないんです。それは、いろいろ利便性ということでは返ってくるかもしれんけれども、お金そのものは返ってこない。ただ、太陽光発電というのは、お金が返ってくるんですよ。その違いを、どうか御理解願いたいなと思っています。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） どうも陳腐な議論をしておるような気がいたしますけれど、物事というの

は、いろんな公共団体というのは事業を行います。あるときは、議員がおっしゃるような採算性というのも十分判断をしなければならない。一方では、毎日住民が生活を営んでいく上で、必要なことはやらなければならないというふうに思うわけです。

3号線のことで言えば、あれは一つの固定資産ですね。簿記上でいいますと。固定資産を取得するわけですから、それは回収できるかどうかは別にして、資産としての財産は残るわけでしょう、簿記上でいうと。あなたのおっしゃるように、全部現金で回収できなければその事業の価値がないというような論法は、私は大変飛躍した議論であって、別に、私は3号線の工事にそれほど御心配をいただくことはないというふうに思っております。

[発言する者あり]

○3番（廣瀬和良君） 全然、議論がかみ合いません。

投資の性質というのは、全然違うということを町長は全然理解してくれない。やめます。ただ、これは行革大綱から見ての御判断というのはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 行革というのは、無駄を廃して、そして経費の節減を図るということがそのねらいなんです。特に、財政事情がこうなりましてから出てきた問題でして、それまでの高度成長期はどんどんどんどん、きのうの議論の医療費も含めて湯水のごとく使ってきたわけです。しかし、それはバブル経済というものが一方でありまして、その資金の調達が可能にできたからやってきたことでしょう。会計というのは、入ってくる分と出ていく分のバランスがとれませんか。と経営が成り立っていかんということから考えますと、入ってくる分が減少をしたら、出ていく方を規制しなければなりませんね。もちろん、大前提は入るを図って出ざるを制するんですけども、こんなに財政状況が悪くなって税収が落ちてまいりましたときに、今までのような感覚で歳出を考えていくということは不可能ですから、そのときにいろいろバブル経済のもとで図ってきたいろんな計画をもう一遍見直して、無駄なものは削っていきましょう、スリムな形にしましょうというのが行政改革のあり方だというふうに思います。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） それは、違いますでしょう。今までやってきたことの見直しだけじゃないでしょう。だって、これからやっていく事業に対しても、何て言っているかって。その投資効率を考えてという話をしているわけでしょう。それは、投資効率を考えるというのはこれからやっていく事業じゃないですか。これからやっていく事業ですよ。だから、そういうことと言えば、ほかの市町並みに3万5,000円で抑えると、300万の予算が浮いてくるよと。これは計算上の話ですから一目瞭然ですよ、そういうこと。それを、なぜほかの市町並みじゃあなしに、5万円というお金を払うのよと。そのところがよくわからないよと。それは、なぜやるということは、行革大綱に経費の削減合理化という話をしているわけですから、それから言って本当にそれでいいのかということをお聞きしているんです。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 何ていいますか、一つの事業を行うときに、その行ったことよっての波及効果が、全部金銭で測定できなくても、公の事業というのは、それは精神面も含めて効果があるもんでなければならんというふうに思うんですね。商業簿記のように、何でも利益だけをねらって行政は行うわけではありませので、例えば、今度の光の話でも5,000円上積みさせることよって、そして住民がこの光発電の工事をすることに関心を示して、1件でも2件でも多くその事業が遂行されれば、その目的は達成されるということになるわけではないですか。そういう効果をねらったのがあの5,000円というふうに理解をいただければ……。

〔「5万円」の声あり〕

○町長（室戸英夫君） 5万円、だから4万8,000円で2,000円分ですかね。ごめんなさい。横並びでやれとおっしゃる議論ですから、たとえ2,000円でも上積みをしたことよって、その効果が実効ならしめれば、私はそれで政策としては正しいのではないかという立場に立つわけでございます。

○議長（井野勝巳君） 他に質疑はありますか。

戸部君。

○7番（戸部哲哉君） 11ページになりますけれども、道路新設改良費の委託料の数字の、道路の設計委託料ですけれども、たしかこれは当初の積算額というか見積額1,000万だったと思うんですが、私、所管が違ふもんで、委員会の方でもちょっとお聞きできなかったんで、ちょっと説明をしていただきたいところなんです、ほぼ半額で入札落しているんですね。そういうことですか。

○議長（井野勝巳君） 酒井課長。

○都市環境農政課長（酒井友幸君） まず、当初予算は850万円ですね。850万円に対して今回509万8,000円の減額をするということにつきましては、まず、うちの方で設計書を組んで発注した際に、業者さんの方の入札金額が非常に低かったということがございます。指名競争入札でやらせていただきましたが、6社参加いたしまして、今回の入札最低金額といたしましては、税抜きで324万円、その6社のうちの一番高いところでも560万円と。当初の予算額に対しては、すごく業者さんの方が低い金額を入れられたということで、入札に関しましては、基本的に一番最低価格を入れた業者と契約することになっておりますので、その差額が出たということでございます。

○議長（井野勝巳君） 戸部君。

○7番（戸部哲哉君） 僕の、1,000万から850万になって、なおかつ安くなっているんですけども、実際、この見積もりを出されるときに、例えば道路ですとか施設ですとか、そういったものはある程度材料とかいろんな部分がありますから、いろんな部分で出てくるんだろうとは思いますが、こういった測量というのは、ある意味本当に人件費だけなんですよね、材料費だって出ないんで。実際に、そういったものを当初の積算されるときに、ある程度人件費とか日数ですね、どれぐらいの測量日数を大体はかればおおよその見当がつくと思うんですね。そういう形の中で、精算といひますか、設計委託料は大体予想額というのを出してくれば、こんな大幅に

違ってくるとは思えないんですが、そこら辺は、どういうふうに設計料の積算をされるんでしょうか。

○議長（井野勝巳君） 酒井都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（酒井友幸君） まず、今の予算のお話ですけれども、ここの11ページの道路新設改良費の当初置いてあった予算は850万円ということで御理解いただきたいんですけど、1,000万の方はもう一つ違う事業でございますので。それと、当初予定価格を積算する際は、どんな公共事業でもそうなんです、基本的に基準というのがございまして、この場合、測量とか設計書をつくらうと思うと、国から定められた歩掛りというのが決まっているんです。例えば、測量1キロ当たりするのに人件費、こういう人が何人要りますよと。設計も1キロ当たり道路の詳細設計をするに当たって、人件費で、こういう技術を持った人が何人要りますよというのが、すべて決まっているんです。それをもとにして、当初の予算要求をさせていただく際には設計書をつくりまして、それをもとに予算要求させていただいておりますので、あくまで当初予算をつくる際は、国とか決まった基準に基づいて設計書はつくらせていただいております。

○議長（井野勝巳君） 戸部君。

○7番（戸部哲哉君） 非常にそれはよくわかるんですけれども、ある程度、今6社とられて最高でも560万、これが三百二十何万が最低で、最高のところでも、これがどういうふうになって出した数字なのかどうかはちょっとわからんですけれども、相当の開きがあるんですね。そういった場合に、この予算取りをする中で、あくまでも上げてくる金額は、今の国の示した積算で出してこなければいけないということですか。例えば、その部分から当初から2割減とか3割減とか、恐らく10億という金額の根拠も、こういうことを言われると、まさしく大ざっぱという感覚が物すごくするんですね。確かに金額だけが一人歩きしている部分があるんで思うんですけれども、こういう僕の記憶の中では、南保育園の部分があるんで1,000万、それを入れて1,000万だったよね。その部分を抜くと850万という、ちょっと記憶が間違っておりましたけれども、何かすごく当初からその1,000万という数字が出てきたときに、かなり大ざっぱな数字だなということをちょっと思っておりましたので、今こういうふうに質問させていただいたんですけれども、やっぱりこういう御時勢ですから、ある程度そのぐらいの近い数字、予測の範囲の中で、やっぱりこれ前回は補正で出てきたやつなんで、出していただきたいなと思うんですけど、そこら辺は難しいんですかね。

○議長（井野勝巳君） 酒井課長。

○都市環境農政課長（酒井友幸君） この事業は、基本的に国からの補助金もいただいて行っておる事業でございますので、国からの事業ですと、国の会計検査も入るわけなんです。ということになった場合に、その設計根拠を基本的に示さないといけないと。となると、その大もとは何ですかと言ったときに、国の積算基準に基づいて設計していますよと。ただそれを町の思いだけで、今のその結果だけを見て、例えばもうこんなに下がっているんなら2割最初から削減して決めればいいんじゃないですかというふうには、国に対しての説明責任として、それはできないんです

ね。要は、例えば極端な話、町単独だけでやっていけば別だと思えるんですけども、国から、あくまで会計検査というものを受けないといけないということでございますと、その説明としては、しっかりした根拠に基づいて予算書になる積算根拠はしていますよと、ただ、入札の結果として、業者さんが、頑張られてこうなったということで、結果がこうなっているということでございます。

○議長（井野勝巳君） そのほかございますか。

〔「終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑は終結いたします。

討論ございますか。

〔「討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論省略の声がありますので、これから議案第28号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第29号

○議長（井野勝巳君） 日程第5、議案第29号 平成23年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから議案第29号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 認定第1号から日程第10 認定第5号まで

○議長（井野勝巳君） 日程第6、認定第1号 平成22年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第10、認定第5号 平成22年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題といたします。

代表監査委員からの決算審査の意見を求めます。

○監査委員（森 敏幸君） 平成22年度北方町一般会計及び特別会計、すなわち国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、この決算及び基

金運用状況につきまして、去る7月27日から8月5日の間に福井裕子委員とともに決算審査をさせていただきます。

地方自治法第233条第2項及び同法241条第5項の規定により、町長さんから提出されました決算関係書類等の正確性を検証するため、会計帳簿、証書類との確認・照合、並びに関係職員の皆さんの説明に基づきまして、精密に実施しました。その結果でございますが、各決算書及び附属書類、いずれも関係法令に準拠して作成されておりまして、その計数は正確で適正なもの認められましたので、御報告申し上げます。

なお、決算の概要等につきまして、この意見書におきまして提出させていただいておりますので、加えて申し上げます。以上のとおりでございます。

○議長（井野勝巳君） 提案理由の説明が終わっておりますので、認定第1号 平成22年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

日比君。

○9番（日比玲子君） まず17ページですが、町税のところでお尋ねをいたしたいと思います。

不納欠損が2,129万8,000円ということになっていまして、個人とか、あるいは法人税とか固定資産税、結構大きな額が書かれているわけですが、これの内訳と、それから収入未済額が右の方に書いてありますが、この収入未済が、来年、次の決算のときには、あるいは不納欠損になるのではないかということについてはどう思われるのか。

それから、収納課というのができていますが、どのくらいこういう未済のお金を集められたのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 西口収納課長。

○収納課長（西口清敏君） 不納欠損の内訳でございますが、先ほどの監査の報告の方の7ページを見てもらいますと、現状の数字というものが書いてあります。それで、この町民税、固定資産、軽自動車、この3税で2,100万というものが計上してあります。年度の18年から22年の数字がこのような推移で来ておりますが、不納欠損につきましては、非常に税全体の額から何%が不納欠損になると、そのような割合ではございません。あくまでも、個別要因というものが非常に大きな要素になっておりますので、22年度については2,100万。このうち、あまり細かいことは申しませんが、個人的に1人の該当者の方で、実は3分の2、66%をこの内容の中では占めております。その人1人の関係で非常に大きな欠損が、今年度については発生しているというような状況でございますので、これが今後ふえていくかとか、減っていくかというような推計というものも、非常にその年度年度、例えば非常に大口の方が亡くなり、相続をされないというような状況になれば、そういうものが翌年度いきなり不納欠損で上がってくるという状況もあります。ですから、不納欠損の推移とか云々というものはあれなんですけど、あくまでもこれの大半については5年の時効消滅というようなものが主な内容になっております。

それと収入未済額、これも現年と滞繰り分含めまして1億8,000万、非常に大きな数字になっております。こういうものにつきましても、適正に回収の方を努力しまして、当然この額という



ものを年々減少していくというのも、私の方、収納課としては非常に大きな目標であります。過去で言えば、やはりこれは2億を超えていた、昨年の決算であれば、やはり2億を超えております。そういうものが1億8,000万台になってきていると。当然、私の課の目標としては、やはりこの数年後には1億5,000万は当然切りたいというような形で、回収の方に努めてまいる所存でございます。以上です。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） その不納欠損の2,100万のうちの66%ぐらいは1人の方が占めているということになりますと、1,300万円近くになるわけですね。そのほか、いろいろあるかもしれませんが、その方は亡くなられて払ってくださらないということですけど、遺族とかいう方はなかったんですかね。

○議長（井野勝巳君） 西口収納課長。

○収納課長（西口清敏君） すみません。あまり個人的な情報ですので、その内容的なものというのは細かくはあまり御報告したくないと思いますが。ちなみに、この欠損した物件としましては平成10年度の課税額、そういうものを今年度もろもろ、やはりこの方については申しわけないですが、いろいろ差し押さえ等、そして交付要求もずうっとしております。そういうものを経た結果、やっと22年度で不納欠損に持ち込んだというような経過でございますので、取れないからすぐ不納欠損しているというような状況の方ではございません。そして、町内には、もう数年前から転居されて他町村の方に在住の方でございます。

○議長（井野勝巳君） いいですか。

そのほかございませんか。

立川君。

○6番（立川良一君） ちょっと、歳入で税務課長さんにお尋ねしたいんですけども。今、国の方でもたばこで増税というのがささやかれておりますけれども、健康のためにはやめた方がいい。よく自覚をしておるんですけども、410円になって減少したと。700円までぐらいは、税金は変わらないという、そういうのがどっから出てきたのかわからないが、700円になったら、がたと落ちるんじゃないかなと。たばこの値段は国が決めていきますんで、北方では何ともいうところですけども、今、決算でもすぐに反映してきていますので、どんなふうにお考えなんでしょうか。

○議長（井野勝巳君） 税務課長。

○税務課長（山中真澄君） 町たばこ税につきましては、昨年の10月1日から引き上げがあったと。一時的には消費本数が下がって、税金は若干落ち込んだ部分もありますけど、しかるべき時期にも上がるのではと。町たばこ税としては戻ってきていると。結果として、22年度決算でいいですよ、21年度と大差ない金額があるということで、今回の10月の値上げについては、地方税の収入については、結果的に大きな影響はなかったということなんですけれども、今後につきましては、今ちょっとニュースなんかに出ておるようなことについては、財務省も700円に上がれば、たば

こをやめる人がふえると。結果的に税収が減ると。国の方のたばこ税も減るんじゃないかという懸念はしておるとい状況の中で、その引き上げの水準によって、消費者がどういうマインドをもって行動するかにかかるとは思いますが、私の方が、今それをどう予見するかというのはちょっとお答えできない部分がありまして、ある意味では、町税の中の全体からすれば、たばこ税というのは、非常に徴税経費も少なくて済むという、そういう意味合いの税収からすれば、非常にありがたい税収なんですね。ですので、健康面のことはございますけれども、私どもの立場とすれば、あまり落ち込んでほしくないというふうには考えております。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 子ども手当が新しくできたんですけれども、中学生に対しては、国から全額お金が来るわけですが、ゼロ歳から小学校卒業までは、国・県・町負担があるわけですが、一体全体、プラス・マイナスどうなったのか。私は、国から児童手当の絡みで少なくなっているのではないかと思いますが、町の持ち出しが多いのではないかと思いますが、どうですか。

○議長（井野勝巳君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） 今の御質問の中学生への子ども手当ですね。年齢的には拡大されて給付されるようになったんですけれども、これについては、全額、国の10分の10負担でございますので、町の方としての持ち出しは一切ございません。ゼロ歳から小学生、これまで児童手当で給付した分ですけれども、これにつきましても、21年度までの児童手当の負担額がそのまま子ども手当にスライドされていまして、個人的に給付金額はふえましたけれども、町が持ち出す金額は、それまでの児童手当と同じ金額を持ち出しているというふうになっております。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 次は、保育園の関係ですけれども、主要施策の報告書によりますと、28ページ、保育園の一般職ですね。正職員が32人の人件費と、それから臨時保育士が38人、正職員よりも臨時職員が多いということになって、単純な割りをしましたら、正職員の33%ぐらいしか臨時職員の給与は払っていないということですよ。この人たちが、大体一日同じような働きをしていく中で、私は正職員、あなたは臨時職員ということで、子どもは同じでありながらそういうふうには、私はある程度臨時職員をもうちょっと正規雇用にしていくとか、パート賃金を上げていくとかをやってかないと、ちょっと大変ではないかと思はれますけれども、その辺についてはどうですかね。

それからもう一つは、その保育園の充足率は77.5%ということで、3歳以上児は77.5%で足りておると思はれますね、3歳未満児の方が、本当にお部屋が足りなくて待っていらっしゃる方もいるということで、ここを重点的にやっていかないといけないので、これからですけれども、そういうふうには、これを見て思ったんですけど、どうですか。

○議長（井野勝巳君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） 今のお尋ねの保育士、正職員と臨時雇用の保育士につきましては、

もちろん正規職員が多ければよろしいんですけども、この臨時職員にしましても、個人的な考え方がありまして、臨時の雇用を希望される方も大勢みえます。その辺は御理解いただきたいと思えます。

それから、未満児の受け入れの体制の件でございますけれども、以上児につきましては、いっぱいいっぱいの定員のクラスもあれば、はるかに満たない北保育園のようなクラスもございますけれども、未満児に関しては、おっしゃるように今現在3人の待機児童が見えるということで、今回、補正におきまして臨時保育士の雇用の確保をお願いするところで、そういった未満児に対する待機の解消には、これから先につきましても、面積的要件もございまして努めてまいりたいと考えております。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） 今の保育士の問題で、この間の勉強会の精読の中で出てきた、要するに、今、保育士のなり手が少ないよという話、それはインターネットあたりで調べてみても、そういう傾向にあるというのは十分わかっています。それは、何も北方だけの話じゃあなしに、全国的な話だというふうに思っています。ただ、今、北村課長の方から、臨時職員を希望する者がいるよと。だから、全部が全部正規職員になれないんだよとこういう話もあるけれども、反対に、臨時職員を希望せずに正規職員を希望する方というのもおられるのではないのかなど。その辺はどんなことなんでしょうか。

○議長（井野勝巳君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） 正規職員を希望される方につきましては、毎年、必要に応じて保育士の募集をしておりますので、そちらの方の試験を受けていただくということになります。

○議長（井野勝巳君） よろしいですか。

〔「質疑を終結してください」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論ございますか。

日比君。

○9番（日比玲子君） 私、予算のときにも一般会計に反対をしています。それで、認定1号に対して反対をしたいと思えます。

町税の町民税は、所得税で減少していたのに5,929万2,000円減っています。また一方の方で、法人税の方は、業績が回復したということで2,016万8,000円の増になっています。たばこ税は、たばこが値上がりしたということなども含めて消費が少なくなり、233万3,000円の減になっています。そして、先ほども答弁ありましたが、不納欠損は2,129万8,000円。収入未済は1,806万2,000円です。そういう個人的なことは詳しくは話されませんでしたけれども、66%ぐらいが個人のことでありましたけれども、本当に税の問題については、深刻な問題だと考えています。

そしてもう一つの問題は、利子割交付金は、私は、本則はやっぱり20%課税すべきなのに、延長延長で10%で、まさにお金持ちなどの優遇税制です。その一方で、さっきもお話ししましたが、

わずかな預貯金であっても、もう20%貯金から取られてしまう。本当におかしいのではないかと  
思っています。

そしてもう一つの問題は、子ども手当に関して、新政権の目玉といいながら、中学生は全額国  
で持っていますが、ゼロ歳から小学校卒業までは国・県・町ということになっています。これも  
自公政権のときと同じ割合ということですが、新しくつくったのであれば、全部国で負担  
してもいいのではないかと思っています。

そしてもう一つの問題は、保育園の一般職は32人、臨時職員は38人ということで、臨時の方が  
ちょっと多いという感じになっています。単純な割り算をやりますと、この正職員の33%ぐら  
いの賃金しかこの臨時職員はもらっていないということで、先ほど答弁ありまして、正規職員に採  
用するためには試験をするということで、個人的な事情があるということでありましたが、これ  
ほど38人も個人的な理由があつて、臨時保育士をされているのか、ちょっと疑問に思いました。  
私、やっぱり同じ子どもを扱う中で、きちっと身分保障をしてあげるべきだと考えています。子  
供たちを安心して育ててもらうためにも、町として、この賃金の保障というのは、努力をしてい  
ただきたいと思います。

そしてもう一つは、予算編成のときの町長の話では、子育てに重きを置いたと言われてきたわ  
けですが、この4園の子供たちの充足率は、先ほども言いましたが77.5%です。不足しているの  
は3歳未満児の方ですが、労働基準法でいいますと43日目から働くわけですが、6ヵ月から公立  
の保育園は預けることになっていますので、この辺のギャップがあるわけですが、せめて  
3歳未満児を中保育園で、一つはつくってくれたそうでありますけれども、ここをやっぱり、今  
から大変ですけれども、充実していくことだと考えています。親も保育士も、園に来ている子供  
たちも安心して、北方の公立に来れば安心できるということになるのではないのでしょうか。

それからもう一つの問題は、私は常々言っているんですが、国保会計へ繰り出しをしてほしい  
ということに対しては、3分の1ぐらいしかないということで、なかなか入れてもらえない。そ  
して、きのうも一般質問でありましたが、乳児の医療費の助成を引き上げてほしいということ  
を常々思っています。

そしてまた、国は地方分権といいながら構造改革を推し進めて、規制緩和で私たちの暮らしと  
いうのは、本当に暮らしにくくなっています。なぜこんなことをといますと、町の予算は、国  
の予算と関連づけられているということでもあります。国には、聖域をつくらないで、財源をや  
っぱり地方に持ってきてほしい。そういう決算であるために、反対をいたします。

○議長（井野勝巳君） 討論を終わります。

これから認定第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を願います。

〔起立7名〕

○議長（井野勝巳君） 起立多数であります。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されま  
した。

認定第2号 平成22年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑ありますか。

立川君。

○6番（立川良一君） 精読会するときにもお話しをしたんですけども、保険税の収納率が5ポイントぐらい上がったという。たまたま、平成22年度に、均等割とか平等割とか資産割、所得割の改正があって、その影響というか、そのせいなのか資産割がちょっと減って所得割がふえた。だんだん高齢化の社会を迎えてお年寄りの収入が減って、資産という、家とか土地があるとき、そういう中で保険税の課税をされるときに、たまたま所得割がふえて資産割を減らしたから、だからちょっと向上したのかなって思うような気がするんですけども、その辺どんなふうにとらえておられるのか。

○議長（井野勝巳君） 豊田住民保険課長。

○住民保険課長（豊田 晃君） 今回の国民健康保険の収納率が上がったということにつきましては、私どもが考えています要因といいますのは、実際は、保険料は上がったわけですので、通常なら収納率は下がるというのが常識になっておりますが、たまたま、今回、職員が非常に熱心に呼び出し等をかけたということで、滞納の方が大分窓口にお見えになったと。そんな中で、保険制度そのものを理解してみえない方がたくさんお見えでしたが、払いたくないという方ですね。そういった制度じゃないというお話を十分にいたしまして、その中で納めていただくようになった方も多かったです。それから、多重債務者の方につきましても丁寧な説明をさせていただきまして、いわゆるお金を戻すといったことについてまで相談に乗ったということもありまして、そういった方々からも、従来滞納していた方が払っていただいたといったようなことがありまして、職員一丸となった熱心な結果が、まず第一だというふうに思っています。

2番目にもう一つは、滞納の件数そのものにつきましては非常に膨大な数がありまして、昔は手作業で滞納カードの処理をしておりましたが、基本的には、ほとんど人力では不可能でありまして、22年度から、これにつきましては、随時エクセルの電算処理をして、一团的に網羅するといったような手を加えましたので、俯瞰的なものが見えるようになりまして、こぼれた部分が拾えるようになったということが大きな原因で、収納率向上に持ってきたというふうに思っております。以上です。

○議長（井野勝巳君） ほかに。

日比君。

○9番（日比玲子君） 先ほども出ましたけれども、不納欠損と未済額と、それから調定額の絡みを見てみますと、不納調定額の半分、税が入ってくる50%ぐらい、ことはちょっとこの決算でよくなっているんですけども、50%ぐらい未済があるわけですよ、なぜこんなに……。昨年度よりはよくなっているんですけども、5.何%徴収率も上がったということですが、なぜなのか

ということをお聞きしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 豊田住民保険課長。

○住民保険課長（豊田 晃君） 不納欠損が非常に多くなったというのは、先ほどの収納率向上のことに関係するわけですが、実際、その収納率を上げるために、滞納状況につきましても全体の洗い直しをしました。過去の分にさかのぼって。その中で、先ほどの電算処理いたしまして、古いものを見つけてそれを処分したということで、かなり清算した分が出たということでもあります。

それから、収納未済額が非常に大きいというお話ですが、ここにありますように、単年度で約5億以上の調定をかけますので、極端なことをいいますと90%の収納率でも5,000万ぐらいの滞納がしてくるといふようになりますので、それを、例えば5年間ためれば2億5000万という数字になると思うんです。ですから、これも収納率を向上すれば下がる。下がれば、当然ふえていくというところの数字でありまして、過去の分を削っておりますけれども、かなりの額であります。今言いました率からいくとそう不自然な数字ではないかというふうに思っております。以上です。

○議長（井野勝巳君） 質疑は終わります。

討論ございますか。

日比君。

○9番（日比玲子君） ちょっとごめんなさい。忘れてきてしまってあれですけども、昨年も国民健康保険税の税率が上がって、この決算でもまた値上がりをして、その中でも固定資産税はちょっと下がっているということですけども、やっぱりこんだけ払えない人がおるといふことで皆保険制度を日本はとっているわけですけども、やっぱりなぜ払えないかということは、それは悪質な人も見えるかもしれないけど、やっぱり高く払えないというのが現状ではないかと思うし、国もどンドン1984年に退職者医療制度を創設をして、そちらの方に移ってくださるということで国庫負担を減らしてきて、ずっと今日までそれがなっているわけですよ。それで、国民健康保険税法の第4条だったですかね、国と県の義務責任が課せられているにもかかわらず、国はそういう形で放棄したような形になって町独自に国保税をやっている、国からはなかなかお金が来ない。交付税ではなくて国庫支出金などはすごく少ないわけですけども、それで町税で賄っているということで、結局、町はそうしたお金を出さないために、被保険者にその負担を背負わされていることになっていきますので、本当に、私は払える保険税にしてほしいということと、やっぱり安心して医療にかかれるためには、国庫負担をもとに戻すことや、一般会計から繰り出しをしてほしいということを常々思っていますが、そういう決算じゃないということで反対をしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 討論を終わります。

これから認定第2号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を願います。

〔起立7名〕

○議長（井野勝巳君） 起立多数であります。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

認定第3号 平成22年度北方町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから認定第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

認定第4号 平成22年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから認定第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

認定第5号 平成22年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

日比君。

○9番（日比玲子君） 北方町の上下水道の検針というのは、上水の検針と下水の検針と同じということで、大体上水が1であれば、下水料金も含めて3倍ぐらいのお金を取られてはいるわけですが、下水に関してはお金の入っていない人もいるわけですね、上水も多分あるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうなっているんですかね。下水にも不納があれば、上水にも不納があるのではないかと思うんですけど、ちょっとよくわからないのでお尋ねします。

○議長（井野勝巳君） 山田上下水道課長。

○上下水道課長（山田忠義君） 下水道は、あくまでも上水のメーターで基本的にはやっておりますので、事務的には、すべて上水と同じ格好になります。それで、収納につきましても、当然上下水一体の納付書になっておりますので、並行していただいております。ですから、不納は当然あります。

資料はちょっとないですが、3月出納閉鎖期間になりますので、収納率そのものは95%前後ということで下水よりは下がりますけれど、出納閉鎖期間で比べると、ほとんど遜色がないという

のが現状でございます。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 上水が、例えば払ってくださらない方に対しては、かつてお水をちょっと制限したりなんかしてたわけですよね。上水に下水もあるとすると、水が、例えば払えなくてちよろちよろと出していくと下水は水が流れる、その辺はどうなんですかね。ちょっと疑問に思うんですけど。

○議長（井野勝巳君） 山田上下水道課長。

○上下水道課長（山田忠義君） 当然、給水停止は上下水どちらがたまっても給水停止という格好をとらせていただきます。当然、給水停止すれば水は流れませんのでメーターは回らないということで、下水にも流れてこないという状態です。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） もう一つ、そうしたら給水停止をしている家庭もあるということですか。

○議長（井野勝巳君） 山田上下水道課長。

○上下水道課長（山田忠義君） 基本的には、年4回程度給水停止を行っております。それ以外に、また去年からはミニ給水停止という、要するに約束をしたり、例えばそのときはお金がないもので今月の末に払いますというような方です。それが、今まではその約束だけで給水停止をやめますので、そうするとその約束の日に入らなくてまたミニ給水ということで、またやっております。それによって、上下水とも収納率は向上しています。給水停止につきましては、大体、一番長い人で、ひとり世帯ですと、一番長いのは10日ぐらいとまったまんまでナシのつぶての方もみえますけれど、基本的には、滞納額が例えば10万円あったとしても、通常は、その日か明くる日に、給水停止は解除されております。

〔「終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を終わります。

討論ございますか。

〔「ないです」の声あり〕

これから認定第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

---

## 日程第11 認定第6号

○議長（井野勝巳君） 日程第11、認定第6号 平成22年度北方町上水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

代表監査委員から決算審査の意見を求めます。



監査委員。

○監査委員（森 敏幸君） 平成22年度北方町上水道事業会計決算につきまして、去る6月29日、福井裕子議員とともに審査をさせていただきました。

地方公営企業法第30条第2項の規定によりまして、町長さんから提出されました決算報告書、並びに財務諸表等における計数が正確に上水道事業の経営成績及び財産状態を表示しているかどうかを検証するために、会計帳簿、証書類との確認・照合、並びに関係職員の皆様の説明に基づきまして実施をいたしました。この審査の結果、この決算書類はいずれも関係法令に準拠して作成されておりまして、上水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めましたので、御報告申し上げます。

なお、決算の概要は、意見書として提出させていただいておりますので、よろしく願いいたします。以上であります。

○議長（井野勝巳君） 提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

日比君。

○9番（日比玲子君） 上水道事業会計に対して、2点質問したいと思います。

まず、この決算書の10ページですが、総括事項ということで、地震とか地盤沈下における耐久性にすぐれた高性能のポリエチレン管を、今度の決算のときの上水道事業では使ったということになります。北方町の上水道の総延長と、そして、この高性能ポリエチレン管と、ほかにもいろんな配管がされていると思うんですが、一体どのくらいになっているのかどうかということと、もう一つは、有収率の100水をくみ上げれば2割が漏れているということになるんですね。この有収率が毎年下がってきておるところからみると、かつて、小野木助役のころに、どっか漏れていないかということで調査をやったことがあるんですけども、それをやっても結果的にあまり効果がないということで、取り上げた経過があるんですけども、なぜ、有収率が毎年下がってきているのか、その原因が何であるのかということをお尋ねしたいと思います。2点です。

○議長（井野勝巳君） 山田上下水道課長。

○上下水道課長（山田忠義君） 水道管については、ダクタイル管及び塩ビ管がほとんどでございますが、今のところ高性能ポリエチレン管にかわっているのは864メートルということで、総延長の占める割合は0.82%になっております。

それと、有収率の関係なんですけれど、一応80%切っているというんで、この22、23年度の予算のときにも、漏水調査や何かの予算要望をさせていただきましたが、結局、経営効率、調査するのと工事するので大体1回やると2,000万ぐらいかかる。そうすると、2,000万かけて、今漏水が2割あることによってふえてくるのは若干の電気代と塩素ということで、その経費を考えると2,000万かけて有収率を上げてどれだけの効率になるかと。経営的には、逆に悪くなるんじゃないかという論議がいろいろありまして、ことしにつきましては、一応、耐震管を入れる延長をふやしまして、そちらの方に金をかけた方が、更新にかけた方がいいんじゃないかという論議がありまして、ことしも、一応、漏水調査等を見送った経緯がございます。経営的なことを考えます

と、やはり電気代のほとんど無料ということとかで、なかなか手をつけられないのが現状でございます。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 今、答弁をいただいたんですけど、高性能ポリエチレン管を利用しているのは0.8%ということですが、総延長で何が何メートルかというのをちょっと知りたいんですけど、わかれば教えてください。わからなければ後でもいいですので、お願いします。

○議長（井野勝巳君） 山田上下水道課長。

○上下水道課長（山田忠義君） 総延長は105キロございますので、その明細については、またちょっと後ほど提出させていただきます。まとめたものがございますので、ちょっと今手元にないので、よろしく願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○2番（安藤浩孝君） 6ページに過去5年間の給水状況が載っておりまして、22年度が6,590件ということになっていますが、これは需要化総数なのか、実際に給水をしてみえるおうちなのか、ちょっと聞かせてください。

○議長（井野勝巳君） 山田上下水道課長。

○上下水道課長（山田忠義君） この給水コストにつきましては、年度末の調定件数ということになります。ですから、この給水コストはあくまでも事業所等も入っておりますので、住民の戸数とは異なります。

○2番（安藤浩孝君） 休止中のメーターも入っていますか、これには。

○議長（井野勝巳君） 山田上下水道課長。

○上下水道課長（山田忠義君） 休止中の戸数は入っておりません。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○2番（安藤浩孝君） 入っていない。また、ちょっとお伺いしますが、今メーターの検満は、今8年ですかね。

○上下水道課長（山田忠義君） 8年ですから、7年でやっています。

○2番（安藤浩孝君） ああそうですか。なら、長期休止中の需要家、そのメーターについては、もし仮に検満でメーター検定が入ったときは、どのようにされてみえますか。

○議長（井野勝巳君） 山田上下水道課長。

○上下水道課長（山田忠義君） 休止のほとんどがアパートですので、アパートはいつ入るかわかりませんので、すべてやっています。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○2番（安藤浩孝君） なら、ちょっとお聞きしますが、長谷川団地取り壊しも数年前から決定していますよね、こちらの4階建て、それから低層の部分。あれメーターがずっとまだついておるんではないですか。

○議長（井野勝巳君） 山田上下水道課長。

○上下水道課長（山田忠義君） E棟とかA棟のメーターにつきましては、外すととまらない状態、もうかなり古くなっていますので、取りかえておりませんので、来るまでの止水弁とかそういうところがなぶれない状態でありますので、今はそのまなになっています。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○2番（安藤浩孝君） そういう事情ということならわかりますが、多分、数からいって数百個メーターあるんじゃないですか。300とか。今、多分4階建てのアパート、それから低層を入れると200以上はあると思うんですが。例えば、それが検満でメーター検定に入ったときに、また再利用されてみえるでしょう、どこでも、また検査受けて。取り壊しが数年前から決定しておるのにまだメーターがついておるといのは、大変無駄なメーターがずうっとあそこに寝ておる状況なんで、なぶったことによってバルブが破損して給水漏れをするということが確実ということならやむを得んですが、もし、そういうことでもなければ大変無駄なメーターになると。ずっとあそこに数年間ついておるといことで、今後またいずれ取り壊しを年度内という話を聞いていますが、これから長期休止中のメーターも多分把握してみえるところがあると思うんですよ。もう全くこれから住まれないようなところ。そういうところは非常に無駄なメーターになりますので、今後十分考えて活用、検満していただきたいというふうをお願いしておきます。

○議長（井野勝巳君） 質疑を終結いたします。

廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） 事業繰り越しがありましたよね。あれ、去年の整備はできていないということに理解しているけど。21年度は整備しなかったということですが、22年度の整備ですよ。それって、どこへ入っているんですか。探してみたけど、よくわからん。

○議長（井野勝巳君） 山田上下水道課長。

○上下水道課長（山田忠義君） 決算書の3ページ、そこで地方公営企業法による26条の規定による繰越額ということで、302万5,000円がここに入っています。下段ですけど、下段の予算額のところに。

○3番（廣瀬和良君） これが事業繰り越しの分なんですか。3,400万事業繰り越ししたの。ちょっと今……。ああ302万5,000円というところですか。ああなるほど、はいわかりました。

○議長（井野勝巳君） それでは、認定第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

---

## 日程第12 議案第30号

○議長（井野勝巳君） 日程第12、議案第30号 北方町非核平和都市宣言の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから議案第30号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

以上で本会議に提出されました案件はすべて終了いたしましたので、町長よりあいさつを受けたいと思います。

町長。

○町長（室戸英夫君） 閉会に際しまして、一言お礼のごあいさつを申し上げたいと存じます。

第4回の定例会が開催をされまして、私どもから御審議をお願いをいたしました各議案について十分な御審議をいただきまして、適切な御決定をいただきましたことを厚く御礼を申し上げたいと思います。いろんな案件の中で、御指摘のありました問題、幾つかございますけれども、非常に今日的に事態の急転といえますか、いろんな情勢が変わってくる状況もあるわけがございますので、これは不測の事態も含めて、そういうのにも対応が機敏にできるような体制を日常一生懸命整えて、注意をしていきたいというふうに思っておるわけがございます。

議員さん方におかれましては、この25日が任期満了となるわけございまして、その前に、改めての選挙ということになるわけでございます。大変、4年間いろいろな角度から御指導いただきましたこと、お礼を申し上げたいと思います。と同時に、この議会を最後にして勇退をされます議員さんが3名いらっしゃいますけれども、本当に、きょうまでいろいろと御協力・御指導いただきましたことを厚く御礼を申し上げたいと思います。どうぞ、これからも今まで以上の関心を行政に対して持っていただいて、時々は厳しい御指導もいただきたいというふうに思っておりますので、どうぞお体を十分御留意くださいまして、今後の御活躍をしていただきますようお願いを申し上げます。以上で、私からのお礼のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

---

○議長（井野勝巳君） 本定例会に付された事件は、すべて終了をいたしました。

平成23年第4回北方町議会定例会を閉会といたします。大変御苦労さまでございました。

閉会 午前11時20分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成23年9月8日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員